

【 孤独・孤立者への支援 】

(要請内容)

本年4月1日から「孤独・孤立対策推進法」が施行され、6月11日には、法に基づく重点計画が決定をされました。埼玉県では、既にポータルサイトを立ち上げ、ライフステージ別や悩み別に相談窓口を掲載するとともに、官民連携プラットフォームを設置し、支援のための知恵と資源を出し合う体制が構築されています。

孤独・孤立の状態は、人生のあらゆる段階において誰もが生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図っていくことが重要です。今後、「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との『つながり』が生まれる社会」を目指し、孤独・孤立対策を着実に推進していくため、次の事項を要請します。

- (1) 広く県民の孤独・孤立に対する関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な広報・啓発活動を積極的に行うこと。
- (2) 県が進める官民連携プラットフォームについて、孤独や孤立を感じている方と行政とのつながりをさらに強固なものとするために、より身近な圏域でのプラットフォームを展開すること。
- (3) 今後実施する一般市民を担い手とする「つながりサポーター」の養成の促進・普及を積極的に取り組むこと。
- (4) 社会構造の変化により家族や地域、職場などにおける人と人との「つながり」の希薄化が指摘される中、見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行うこと。